



平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会社名 株式会社フジトミ
代表者名 代表取締役社長 細 金 英 光
(JASDAQ・コード8740)
問合せ先 取締役管理本部長 新 堀 博
電話 03-3209-5500

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 57 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1)平成 20 年 6 月に設立した子会社(株)エコ&エコの事業内容を反映させるため、現行定款第 2 条につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2)平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規程の削除及びその他所要の変更を行うものであります。
- (3)また、(2)の変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです(変更案附則第 1 条及び第 2 条)。

2. 変更の内容

別紙「新旧対比表」のとおり

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日 (金)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日 (金)

以 上

【別紙】新旧対比表

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(10) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(11)前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>第3条～第6条 (条文省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p><u>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(3) (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株式につき株主名簿管理人を置く。</u></p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(10) (現行どおり)</p> <p><u>(11)太陽光発電システム、オール電化システム</u> (エコキュート・IHクッキングヒーター等) <u>の販売及び工事</u></p> <p><u>(12)家電製品、環境関連商品の販売</u></p> <p>(13) (現行どおり)</p> <p>第3条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の<u>単元未満株式を有する株主は、</u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当会社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条～第45条 （条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、<u>株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条～第44条 （現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</u></p>